

税等の納付状況報告（令和7年5月31日現在）

多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、令和6年度の税等の納付状況を公表します。

職 名	氏 名	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	集落排水使用料
町 長	平山 富子	○	○	—	○	○	—	○	—
副町長	平野 欽作	○	○	—	○	○	—	○	—
教育長	菅澤 行男	○	○	—	—	○	—	○	—

職 名	氏 名	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	集落排水使用料
議 長	鵜 澤 茂	○	○	○	○	○	—	○	—
副議長	佐藤 幸三	○	○	—	○	○	—	○	—
議 員 (議席番号順)	宇井 伸征	○	○	—	○	—	—	—	—
	伊橋孝太郎	○	○	○	○	—	—	—	—
	行橋 千春	○	○	—	○	—	—	—	—
	橋本 孝之	○	○	○	○	—	—	○	—
	萩原 宏紀	○	○	—	—	—	—	—	—
	佐藤 利治	○	○	—	—	—	—	○	—
	飯田 良一	○	○	○	○	—	—	—	—
	菅澤 博隆	○	○	○	○	○	○	○	—
	高坂 恭子	○	○	—	○	○	○	○	—
	勝又 一徳	○	○	—	○	—	—	○	○
	土井 秀敏	○	○	○	—	○	—	○	—
	石渡 悦子	○	○	—	—	○	—	○	—

○ 当該年度に納付すべき額がすべて納付されている場合

表示例 × 当該年度に納付すべき額に未納がある場合

— 本人の納付義務等がない場合

多古町政治倫理条例（抜粋）

（税等の納付状況報告書の提出）

第5条 町長等及び議員は、次の各号に掲げる税等の納付状況を記載した報告書（以下「納付状況報告書」という。）を毎年5月1日から同月31日までの間に、町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- (1) 多古町に係る町県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の前年度分
- (2) 多古町に係る水道使用料、集落排水使用料及び介護保険料並びに後期高齢者医療保険料の前年度分

（納付状況報告書の公表）

第6条 町長は、前条の規定により提出された町長等及び議員の納付状況報告書を毎年6月15日までに町民に公表するものとする。ただし、証明書類は対象としない。

2 町民は公表により知り得たことを、この条例の目的に沿うよう適正に利用しなければならない。